

令和4年2月定例会

小平・村山・大和  
衛生組合議会

日 時 令和4年2月17日（木）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場



# 小平・村山・大和衛生組合議会

## 令和4年2月定例会

日 時 令和4年2月17日（木）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

### 1. 出席議員（12名）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1 番 きせ恵美子 | 2 番 佐藤 徹  |
| 3 番 比留間洋一 | 4 番 山浦まゆみ |
| 5 番 中野志乃夫 | 6 番 根岸聡彦  |
| 7 番 東口正美  | 8 番 森田真一  |
| 9 番 須藤 博  | 10番 高橋弘志  |
| 11番 波多野健  | 12番 渡邊一雄  |

### 2. 欠席議員（0名）

### 3. 出席説明員

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 管 理 者 小林洋子       | 副 管 理 者 尾崎保夫 |
| 副 管 理 者 山崎泰大     | 助 助 役 伊藤俊哉   |
| 会 計 管 理 者 近藤和哉   | 事 務 局 長 村上哲弥 |
| 総 務 課 長 谷川知治     | 計 画 課 長 伊藤 智 |
| 参事(施設更新) 小暮与志夫   | 総務課長補佐 藤野信一  |
| 業 務 課 長 補 佐 片山 敬 | 業 務 係 長 永澤準也 |
| 施 設 係 長 渡邊正志     |              |

## 議事日程（第1号）

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 第4 議案第2号 小平・村山・大和衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例  
の一部を改正する条例
- 第5 議案第3号 令和3年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第  
2号）
- 第6 議案第4号 令和4年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する  
市の分担金額について
- 第7 議案第5号 令和4年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算
- 第8 議員の派遣について

午前9時30分 開議

○議長【東口正美】 おはようございます。

本日は開議時間を30分早めまして、9時30分といたしましたので御了承願います。

また、議事終了後、議員説明会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 会期の決定

○議長【東口正美】 議事に入ります前に申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の状況は御案内のとおりです。そうした中での議会となりますことから、議員の皆様にはマスクの着用などとともに議会の円滑な進行に御協力をお願いいたします。また、室内の換気を行っておりますことから、コート着用などで適宜対応していただくようお願いいたします。

なお、本日、事務局より、業務課長が欠席のため、業務係長及び施設係長を説明員として出席させたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

それでは、お手元の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【東口正美】 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長【東口正美】 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第77条」の規定により、議長から指名申し上げます。

2番 佐藤徹議員

6番 根岸聡彦議員

10番 高橋弘志議員

以上の3名の方をお願いいたします。

## 日程第3 議案第1号 専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長【東口正美】 日程第3、議案第1号「専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 おはようございます。

ただいま上程されました議案第1号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、専決処分を行いました「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御承認をいただくために提案するものでございます。

民間における給与水準等を反映した東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、

組合が準拠しております小平市と同様の改正をしたものでございます。

改正の内容でございますが、期末・勤勉手当の支給月数の改定でございます。

令和4年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引き下げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を4.55月から4.45月としたものでございます。

なお、令和3年度につきましては、12月期の期末手当の支給月数を0.1月分引き下げたものでございます。

再任用職員につきましても同様に、令和3年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き下げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を2.4月から2.35月とし、令和3年度につきましては、12月期の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げたものでございます。

また、会計年度任用職員につきましても同様に、令和4年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引き下げ、年間の期末手当の支給月数を2.5月から2.4月とし、令和3年度につきましては、12月期の期末手当の支給月数を0.1月分引き下げたものでございます。

以上が本案の内容でございます。

なお、小平市におきましては、令和3年12月定例会で同様の改正を行っているところでございますが、組合においても12月1日までに施行する必要があることから、専決処分とさせていただいたものでございます。

また、改正の内容につきましては、職員全員に説明し、了承を得ているところでございます。

御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【東口正美】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【東口正美】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【東口正美】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第1号「専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」、本案を原案どおり承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【東口正美】 挙手全員。

よって本案は原案どおり承認することに決定いたします。

#### 日程第4 議案第2号 小平・村山・大和衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

○議長【東口正美】 続きまして、日程第4、議案第2号「小平・村山・大和衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第2号につきまして説明を申し上げます。

本案は、組合が準拠しております小平市と同様に、職員のサービスの宣誓の際の宣誓書への押印を不要とするため、別記の宣誓書中の押印箇所を削除するものでございます。

また、併せまして、旧の元号を削除いたします。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上が本案の内容でございます。

○議長【東口正美】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【東口正美】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【東口正美】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【東口正美】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第2号「小平・村山・大和衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案どおり可決とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【東口正美】 挙手全員。よって本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

## 日程第5 議案第3号 令和3年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第2号)

○議長【東口正美】 続きまして、日程第5、議案第3号「令和3年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第3号につきまして説明

を申し上げます。

本案は、令和3年度の事業がおおむね終了いたしましたことにより、予算の計数整理を行い、また、事務事業の執行に伴う補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ937万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億119万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては事務局長が説明いたしますので、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○事務局長【村上哲弥】** 令和3年度一般会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。お手元の補正予算書の表紙を1枚おめくりください。

補正額でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ937万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億119万9,000円とするものでございます。

ページを5枚おめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。歳入予算の補正内容につきまして、説明いたします。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金は、各基金に運用益として定期預金利子があったことにより増額するものでございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、今回の補正に係る歳入の増及び歳出の減に伴い減額するものでございます。

7款諸収入、2項1目雑入では、アルミ売払い等につきまして、鉄スクラップ価格の上昇により、鉄くず等の売払い単価が予測を上回る結果となったことなどから増額するほか、今年度のペットボトルの単価や引渡し量の見込みなどに基づき、容器包装リサイクル協会拠出金を増額するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。歳出予算の補正内容につきまして、

説明いたします。

初めに、1款議会費では、行政視察につきまして、今年度の実施を見送りましたため、8節旅費及び13節使用料及び賃借料を減額するものでございます。

次に、2款総務費でございます。

1項1目一般管理費のうち、1節報酬は、会計年度任用職員が当初2名を見込んでおりましたところ、1名となったことにより減額するものでございます。

2節給料、3節職員手当等及び4節共済費では、職員の異動等による変動などに伴う減額をするものでございます。

8節旅費は、議会行政視察の中止に伴い、特別旅費を減額するものでございます。

10節需用費は、各種イベント用の啓発品について、イベントの中止等に伴い、購入がなかったこと、組合の例規類集の加除が少なかったことなどにより、消耗品費を減額するほか、連絡協議会の施設見学会をコロナ禍での開催であることに配慮して行程を短縮することなどにより、食糧費を減額するものでございます。

12節委託料は、健康診断等委託では、二次健診受診者の減により、広報紙作成業務委託は、契約差金が生じたことにより、施設等維持管理委託は、建設工事中である場内の状況を踏まえて植栽を取りやめたことにより、それぞれ減額するものでございます。

13節使用料及び賃借料は、連絡協議会の施設見学会の行程短縮により減額するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は、えんとつフェスティバルを中止したことに伴い、えんとつフェスティバル実行委員会への補助金を皆減するものでございます。

続いて、同項2目財産管理費でございますが、8ページ、9ページにかけま

しての13節使用料及び賃借料は、小平市からの土地借上料について、見込みで計上していたところ、実際の借上料がこれを下回ったため減額するものでございます。

24節積立金につきましては、歳入で説明をいたしました運用益の増を基金に積み立てるため、それぞれ増額いたします。

このほか、財政調整基金につきましては、容器包装リサイクル協会からの拠出金の積立てを行うとともに、今回の補正に係る歳入の増及び歳出の減に伴う歳入歳出のバランスを取るための積立てをするものでございます。

次に、3款塵芥処理場費、1項2目塵芥処理維持管理費でございます。

10節需用費では、焼却灰の処理に使用するキレート剤の購入単価が見込みを下回ったこと等に伴い、薬品油脂類を減額するほか、電気料金について、東京電力との協議により、3号ごみ焼却施設の稼働終了後の使用実績を踏まえた契約電力の変更による基本料金の引下げをすることができたことから減額するものでございます。

12節委託料では、主に処理・処分等委託の再資源化の減額がございます。これは、1つには破碎残渣の再資源化委託でございます。4・5号ごみ焼却施設における焼却量を当初の計画よりも多くできており、木製家具類等の可燃性粗大ごみの破碎残渣の焼却も順調に行われているため、外部に資源化を委託する破碎残渣の量を減らすことができていることにより減額をするものでございます。

再資源化では、このほか、鉄スクラップ価格の上昇により、小型家電の再資源化委託に係る単価が見込みより下回ったことによる減額などがございます。

また、12節委託料全体では、これらのほかに契約差金による減額などをするものでございます。

26節公課費は、排ガス中に含まれる硫黄酸化物の量が見込みより減となっ

たことによる大気汚染負荷量賦課金の減額でございます。

次に、1項3目資源物処理維持管理費でございます。

10節需用費は、薬品油脂類について、契約差金が生じたことにより減額するものでございます。

12節委託料は、機器等保守点検について、対象機器の状況から判断して、点検内容の一部を不要とする仕様の見直しを行ったことや、契約差金が生じたことなどにより減額するものでございます。

4款公債費は、令和2年度借入れ分の利子が当初見込みを下回ったことに伴う減額でございます。

次の10ページは、給与費明細書でございます。

以上が補正予算（第2号）の説明でございます。

○議長【東口正美】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長【東口正美】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【東口正美】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長【東口正美】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第3号「令和3年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）」、本案を原案どおり可決と決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長【東口正美】 挙手全員。よって本案は原案どおり可決とすることに決定いたします。

**日程第 6 議案第 4 号 令和 4 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について**

**日程第 7 議案第 5 号 令和 4 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算**

○議長【東口正美】 日程第 6、議案第 4 号「令和 4 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」及び日程第 7、議案第 5 号「令和 4 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、以上 2 件については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第 4 号及び議案第 5 号につきまして、一括して説明を申し上げます。

組合の運営につきましては、既存の処理施設の適切かつ計画的な維持管理・運転を行い、効率的・安定的にごみと資源物を処理してまいりますとともに、3 市の市民の皆様が将来にわたって安心して快適な生活を送ることができるよう、ごみ処理施設の更新を着実に進めてまいります。

また、情報提供を通して開かれた組合運営に努め、施設周辺地域住民をはじめ、管内市民とのより深い信頼関係を構築してまいります。

令和 4 年度の予算総額は 5 5 億 5, 4 0 0 万円でございます。

分担金につきましては、令和 3 年度と比較しまして、1 億円の減となります 2 2 億 9, 0 0 0 万円の御負担をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては事務局長が説明いたしますので、よろしく御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長【村上哲弥】 それでは、令和4年度一般会計予算の内容につきまして説明いたします。

予算の編成に当たりましては、組織市の厳しい財政状況の折、貴重な税金からの分担金であることを十分認識し、最少の経費で最大の効果をもたらせるよう予算編成を行ったところでございます。

まず、衛生組合の事業を行う上での基本的な事項でございますが、お手元の参考資料の1ページを御覧ください。

事業の実施に当たりましては、(1)の組合事業の基本事項でございますとおり、関係法令を遵守し、効率的かつ安定的に受け入れたごみ及び資源物の処理を行ってまいります。

既存の処理施設については適切な維持管理及び運転を行うとともに、新ごみ処理施設建設工事を着実に進めます。工事期間中は、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づく処理委託等により、組織市のごみ処理に支障を来さないよう、方策を講じてまいります。

また、引き続き地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築してまいります。

次に、(2)の令和4年度主要工事等でございますが、4号炉バグフィルターろ布取替等補修工事をはじめ、既存の4・5号ごみ焼却施設の各種補修工事を実施いたします。

また、新ごみ処理施設建設工事を進めますとともに、家庭などから排出される可燃ごみの一部を多摩地域の他の市町村等のごみ焼却施設で処理していただく、可燃ごみ処理委託（広域支援）を継続します。

次に、2ページを御覧ください。

組織市3市から組合へのごみ・資源物の搬入量の見込量でございます。

令和4年度は、可燃ごみが、広域支援量を含めまして、計5万9,302トン、

不燃・粗大ごみが計5,689トン。これら合計で、前年度の当初予算時と比べて104トン多い、6万4,991トンを見込んでおります。

資源物につきましては、容リプラ（その他プラスチック容器包装）が計3,706トン、ペットボトルが計921トン、これら合計で、前年度の当初予算時と比べて241トン多い、4,627トンを見込んでおります。

右側の3ページに処理の流れをお示ししてございます。

令和2年度末での3号ごみ焼却施設の稼働終了を受けまして、このページの左の上から2つ目の枠にございます4・5号ごみ焼却施設での焼却処理を最大限に行いながら、上段の枠にございますとおり、多摩地域の他の市町村等への可燃ごみ処理委託を継続してまいります。

なお、令和4年度の可燃ごみ処理の委託先といたしましては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき協議を進めました結果、前年度と同様、ふじみ衛生組合、柳泉園組合及び西多摩衛生組合の3団体を予定してございます。

次に、3枚おめくりいただき、9ページをお開きください。

衛生組合の主な財源である分担金の算出資料でございます。

分担金の算出方法につきましては、塵芥処理等分といたしまして、運営経費を、10%を3市均等に、90%を令和2年度のごみ搬入量に応じて3市で按分した金額としております。

また、資源物中間処理施設の運営経費につきましては、資源物処理分といたしまして、10%を3市均等に、90%を令和2年度の資源物搬入量に応じて3市で按分した金額としております。

なお、精算額の欄がございますが、こちらは令和2年度の分担金につきまして、同年度の実績搬入量により分担金の再計算をした結果の過不足の精算、及び、容器包装リサイクル協会からの拠出金を3市の令和2年度の搬入量に応じて按分して、令和4年度の分担金から控除するものでございます。

令和4年度の分担金といたしましては、塵芥処理等分と資源物処理分を合わせまして、一番右下の欄にございますとおり、22億9,000万円をお願いするものでございます。前年度と比較いたしまして、1億円の減とさせていただいております。

続きまして、予算書に沿いまして内容を説明いたします。予算書の表紙をおめくりください。

議案第5号の第1条に記載のとおり、令和4年度の組合事業に要します費用として、歳入歳出それぞれ55億5,400万円を計上してございます。前年度当初予算に対しまして20億1,400万円の増額でございます。

2枚おめくりください。左のページ、第2表債務負担行為でございます。

東京都環境影響評価条例に基づく手続として、新ごみ焼却施設建設工事の施行中及び完了後に、新ごみ処理施設整備・運営事業内で行う環境影響調査の結果について、計7回の予定で、評価書で予測評価した内容との比較検証を実施し、都へ提出する報告書を作成すること等を内容とする、ごみ焼却施設環境影響評価事後調査報告書作成業務委託について設定するものでございます。

次に、右のページ、第3表地方債でございます。新ごみ処理施設建設事業で借入れを予定してございます。

ページを4枚おめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金につきましては、先ほど説明申し上げましたとおりでございます。

2款使用料及び手数料は、組合敷地に設置されている電柱の土地使用料などでございます。

3款国庫支出金は、新ごみ処理施設建設工事等に係る循環型社会形成推進交付金でございます。

4 款財産収入は、基金運用益の見込額を計上いたしました。

5 款繰入金でございます。財政調整基金繰入金は、歳出予算総額から分担金などの一般財源及び国庫支出金などの特定財源を除いた財源の繰入れをするものでございます。施設整備基金繰入金は、新ごみ処理施設建設工事費及び同工事の工事監理委託費並びに特別高圧受電に係る工事費負担金に充当するものでございます。

6 款繰越金は、前年度と同額の 2,000 万円でございます。

7 款諸収入でございます。1 項 1 目組合預金利子は、歳計現金に対する預金利子でございます。

2 項 1 目雑入は、鉄、アルミなどの金属類の売払いなどを見込んでおります。容器包装リサイクル協会からの拠出金につきましては、当初予算では 2,000 円の計上としております。また、消費電気料は、令和 4 年度から不燃・粗大ごみ処理施設の運営を新ごみ処理施設整備運営事業の S P C（特別目的会社）に委託するに当たりまして、同社から組合に、不燃・粗大ごみ処理施設での使用量に応じた電気料金の支払いを受けることとなりますため、歳入として計上したものでございます。

8 款組合債は、新ごみ処理施設建設事業に係る起債でございます。

次に、ページを 2 枚おめくりいただき、6 ページ、7 ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款議会費では、委員報酬及び速記委託など、議会開催等に要します経費に加え、行政視察の旅費等を計上してございます。

2 款総務費でございます。1 項 1 目一般管理費は、給与などの人件費及び事務費等でございます。

1 節報酬は、審査会の委員及び会計年度任用職員に対する報酬でございます。

2 節給料は、特別職及び一般職の給料でございます。

3 節職員手当等は、一般職の各種手当及び期末勤勉手当でございます。

次の 8 ページ、9 ページにかけまして、4 節共済費は、東京都市町村職員共済組合への負担金等でございます。

7 節報償費は、研修会講師の謝礼でございます。

8 節旅費は、職員の出張等に伴う旅費でございます。

9 節交際費は、昨年度と同額でございます。

10 節需用費は、事務・事業用の消耗品費、図書費及び修繕料が主な内容でございます。

11 節役務費は、インターネット使用料及び施設見学時の傷害保険料でございます。

12 節委託料は、職員の健康診断、広報紙「えんとつ」「エコプラザスリーハーモニーNEWS」の発行、施設の清掃や警備などの施設等維持管理委託、消防設備やエレベーターの保守などの機器等保守整備委託でございます。

13 節使用料及び賃借料は、コピー機、パソコン等の事務機器の借上料、及び、連絡協議会による施設見学のバス借上料等でございます。

次の 10 ページ、11 ページにかけまして、18 節負担金、補助及び交付金は、全国都市清掃会議、職員の研修などの負担金、地域共生事業「えんとつフェスティバル」及び職員互助会への補助金が主な内容でございます。

2 目財産管理費でございます。

10 節需用費は、車両の燃料費、車両の修繕料などでございます。

11 節役務費は、電話料、銀行の振込手数料、損害保険料などでございます。

13 節使用料及び賃借料は、小平市及び東大和市にお支払いする土地借上料などでございます。

24 節積立金でございます。職員退職手当基金は、条例に基づき、組合固有

職員給料の8%相当分を、財政調整基金は前年度歳計剰余金見込額の2分の1相当額をそれぞれ積み立てるほか、各基金で運用益の積立てをいたします。

なお、施設整備基金につきましては、積立て開始当初の積立期間が令和3年度までであったことなどを踏まえまして、これまでの毎年度1億5,300万円の積立ては停止し、運用益のみの積立てとしております。

26節公課費は、自動車重量税でございます。

3目公平委員会費は、共同設置しております東京都市公平委員会への負担金でございます。

2項1目監査委員費は、監査委員の報酬などでございます。

次の12ページ、13ページにかけまして、3項1目余熱利用施設費は、足湯施設「こもれびの足湯」の管理・運営に要する費用でございます。

7節報償費は、足湯施設運営連絡会委員に対する謝礼でございます。

10節需用費は、清掃などで使用する消耗品、上下水道料、電気料金及び修繕料などでございます。

11節役務費は、電話料及び建物総合損害保険等の保険料でございます。

12節委託料は、施設の管理や警備及び水質検査に要する費用でございます。

13節使用料及び賃借料は、AEDの借上料でございます。

次に、3款塵芥処理場費でございます。

1項1目塵芥処理総務費、8節旅費は、業務課職員の出張旅費でございます。

13節使用料及び賃借料は、資源物の売却先への立入検査等に係る有料道路通行料でございます。

18節負担金、補助及び交付金は、研修会・講習会への参加費、技術管理協会への負担金でございます。

2目塵芥処理維持管理費でございます。

焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設等の維持管理に要する経費でございます。

次の14ページ、15ページにかけましての、10節需用費は、排ガス・焼却灰の処理等に必要な薬品油脂類、施設の運転に係る電気料金、施設の修繕料などでございます。

11節役務費は、焼却灰の運搬量データを最終処分場へ送信するための電話料及びごみクレーンの法定検査料などでございます。

12節委託料でございます。参考資料の14ページ下段から15ページにかけて詳細を記載してございます。

処理・処分等委託は、最終処分場への焼却灰の運搬業務などのほか、不燃・粗大ごみの破碎残渣、使用済み小型家電等の再資源化、可燃ごみ処理（広域支援）などを計上しております。

施設等維持管理委託は、焼却施設のプラント運転、炉内清掃などの処理場清掃。測定等委託は、各種環境測定業務の委託。機器等保守整備委託は、各種機器類の保守点検業務の委託でございます。運営維持管理委託は、令和4年度から不燃・粗大ごみ処理施設の運営を新ごみ処理施設整備運営事業のSPC（特別目的会社）に委託するものでございます。

なお、運営の委託による業務の移行によりまして、従前では、同節のプラント運転に計上しておりました不燃・粗大ごみ処理施設分、廃棄物運搬等に計上しておりました計量業務などを、他の科目に計上しておりましたものも含めまして運営維持管理委託に集約する形となっております。

次に、14節工事請負費でございます。予算書では14ページ、15ページの下段、参考資料では16ページに詳細を記載してございます。

焼却施設では、定期的な燃焼設備補修工事、4号炉バグフィルターろ布取替等補修工事などを、その他共通工事では、緊急を要する故障が発生した際に迅速な対応を行うための緊急故障対策費などを計上しております。

15節原材料費では、焼却施設のストーカ部品等を購入するものでございま

す。

予算書に戻りまして、14ページ、15ページ下段を御覧ください。

26節公課費は、排ガスに含まれる硫黄酸化物に対し、法律に基づき大気汚染負荷量賦課金を納入するものでございます。

次に、3目資源物処理維持管理費でございます。資源物中間処理施設の維持管理に要する経費でございます。参考資料の16ページから19ページに詳細を記載してございますので、併せて御覧ください。

10節需用費は、臭気対策、VOC脱臭等に要する薬品類、選別した資源物の梱包に必要なバンドやフィルム等の消耗品費、施設の運転に要する光熱水費、施設の修繕料等を計上しております。

11節役務費は、電話料、建物総合損害保険料等でございます。

12節委託料は、残渣の運搬、容器包装再商品化、プラント運転、環境測定、各種機器の保守点検などに要する経費でございます。

予算書に戻りまして、16ページ、17ページ下段の13節使用料及び賃借料は、コピー機等の借上料でございます。

続きまして、2項1目塵芥処理場建設費でございます。

8節旅費は、計画課職員の出張旅費でございます。

10節需用費は、事業用消耗品等でございます。

18ページ、19ページの12節委託料は、施設整備に係る支援業務、東京都に提出する環境影響評価に係る新ごみ焼却施設の建設工事施行中の事後調査報告書の作成業務、新ごみ焼却施設の建設工事に伴う周辺生物等への影響を確認する環境パトロール等のほか、新ごみ処理施設建設工事工事監理業務の委託料を計上しております。

14節工事請負費は、新ごみ処理施設建設工事でございます。

18節負担金は、新ごみ焼却施設の稼働後、発電した電力を売電するために

必要となる6万6,000ボルトの特別高圧線を引き込む工事について、東京電力パワーグリッド株式会社による施工に対し組合が負担する工事費負担金でございます。

次に、4款公債費でございます。

1項1目元金は、平成28年度から平成30年度までの起債の元金の償還でございます。

同項2目利子は、平成28年度から令和4年度までの起債の利子の償還でございます。令和3年度の借入れ分につきましては、財務省所管の財政融資資金からの借入れを希望しておりましたが、国や都における配分の結果、借入れ可能額が希望額の4分の1ほどとなりましたことから、残額については、今後、市中銀行から借り入れることとなる可能性がありますため、これに備えた予算計上をしております。

5款予備費には、1,386万4,000円を計上いたしました。

次の20ページから25ページまでは給与費明細書でございます。給与及び具体的な職員の処遇などを記載したものでございます。

21ページ上段の表の左側の列に記載しておりますが、令和4年度につきましては、常勤の一般職を今年度比で1名減とする体制でございます。

26ページ、27ページは債務負担行為に関する調書でございます。28ページは地方債現在高に関する調書でございます。

以上が令和4年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額を含めた令和4年度の小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の内容でございます。

以上でございます。

○議長【東口正美】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○12番【渡邊一雄】 3点ほど伺います。

1つ目は、予算書18ページに塵芥処理施設建設費の調査計画策定等委託、これに関連して伺いたいんですけれども、先月、1月17日に開催予定だった議員説明会の資料の中で報告いただいておりますが、土壌調査結果で基準値以上の鉛が検出されたということで、その確認と、それから、適切な処理が行われたということなんです、その鉛が検出された場所というのが3号炉の辺りということは分かるんですけれども、実際に何が合った場所なのか、それで、この鉛が検出されたと考えられる原因というのは何なのか伺います。

2つ目は、参考資料の8ページに、処理経費単価等の推移ということで、これは資料要求をさせていただき、平成25年度以降の、同じ参考資料の抜粋を出していただきました。ありがとうございました。

この分担金に関しては、この平成25年度というのがここ10年ぐらいで一番少なかった年だということ。それから、それ以降はだんだん増え続けていて、令和3年度、今年度は、その当時に比べると約2倍近くになったということがあります。

昨年度の同じ議会の中で、今後の見通しを確認しました。そのときには、令和3年度の分担金が上限だということは約束できない、ただ、それよりも極端に増えることはないだろうという答弁をいただきました。

伺いたいのは、今後、長期的に見て、分担金を抑えていくというか、そういった分担金を抑えるということのために考えられる方策というと、どういうことが考えられるのかということをお伺いしたいと思います。

最後、3点目は、資料要求させていただきましたけれども、日本容器包装リサイクル協会、容リ協が、全国清涼飲料連合会、全清飲と言うんですか、これに送った2021年10月25日付の文書、これに該当するものはなかったということなんです、これに関しては、今年、2月2日付の毎日新聞のインターネットのニュースで報道されております。この報道記事、報道内容に関して

は把握しているのかどうか、把握していれば、どういう内容なのか伺います。

以上3点です。

○参事(施設更新)【小暮与志夫】 1点目でございますけれども、当該場所は3号ごみ焼却施設と4・5号ごみ焼却施設の間の通路の、3号ごみ焼却施設側の砂利を敷いてある緩衝地帯でございます。明確な原因については判明しておりません。

以上でございます。

○総務課長【谷川知治】 2点目の御質問ですけれども、今後の分担金を抑えるためにというところでは、劇的に即効性のあるような対策が現状であるかという、それはないんですけれども、ここで建設をさせていただいている施設を適切に維持管理をしながら、また、SPCに運営を委託する分については、それをしっかり監督しながら長く使っていくということが1つあるかとは考えてございます。

また、3点目になりますけれども、ネットのニュースの内容につきましては、資料要求をいただいた時点で把握をしたという次第です。内容については、議員から御披瀝のあったとおりかと考えております。

以上でございます。

○12番【渡邊一雄】 まず、鉛が検出されたのは通路ということで、明確に原因が特定できないということなんですが、最低限確認させていただきたいのは、つまり、3号炉の壁とか、そういったもの、土壌汚染とか水質汚染を防ぐための守る壁、床、そういったものの破損というのが、そういった可能性はちゃんと否定できるのかどうかということだけは確認しておきたいんですが、どうでしょうか。

○参事(施設更新)【小暮与志夫】 建物の壁のすぐ外ではございますけれども、壁等の破損状況については見られてございません。

以上でございます。

○12番【渡邊一雄】 ありがとうございます。

3号炉というのは大変長い間稼働して、でも、そういった破損による汚染ではない、そこは否定できるということで分かりました。

ちなみに、3号炉、それから、4・5号炉、これは結局、何年間稼働したのか。4・5号炉はまだ稼働中ですが、稼働年数、それから、いつスタートして、いつ終わったか、3と4・5に関して確認しておきたいんですか。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 3号炉につきましては、昭和50年から稼働しております。1975年でございますけれども、2020年まで稼働しておりますので、おおむね45年間稼働しております。

4・5号炉につきましては、昭和61年、1986年から稼働しております。現在までに33年経過しております。

以上でございます。

○12番【渡邊一雄】 ありがとうございます。

2点目の分担金の件です。

適切な維持管理をしていくこと、それから、委託業者に対してしっかり監督していくというようなことの答弁ありました。

昨年もやり取りしましたけれども、やはりできるだけ安全に長期的に施設を使っていくということも効果的だと思うので、ちなみに、平成25年度、一番分担金が低かった時点で、3号炉、それから、4・5号炉、これが何年目の稼働に当たるのかというのを確認しておきたいんですが。

○総務課長【谷川知治】 平成25年時点では、ただいま小暮からもありましたけれども、3号炉については昭和50年のからの稼働になりますので、38年前後です。

4・5号についてはやはり昭和61年からの稼働ですので、27年前後とい

った稼働年数になります。

以上でございます。

**○12番【渡邊一雄】** やはり長年使うことで分担金がだんだん抑えられていくということは言えるのかと思います。ただ、安全に使うということが大前提ですので、ただ長く使えばいいということではないので、やはり適切な維持管理ということで、ぜひ、長寿命化ということもしっかり視点に置いて取り組んでいただきたいと思います。

最後、容リ協の文書なんですけれども、私、まだ内容は申し上げてなかったんですが、何かというと、容リ協が企業に対して、飲料メーカーに対して、要は個別に自治体とやり取りするのは慎重にやってくれみたいな内容なんです。結局、全清飲側は、今後の自治体との連携については各社慎重に対応することを申し合わせたというんです。

だから、各地で業者に直接回収してくれ、拡大生産者責任をきちっと果たすように取り組んでいることに対して水を差すような文書を送ったという報道です。

これはしっかり、そこと取引している組合としても内容を確認して、要は、大きく見れば、ペットボトルを減らす、なくしていく、容器包装を減らしていく方向へちゃんとシフトするように、しっかりと見ていっていただきたいということだけは申し上げておきます。

以上です。

**○参事（施設更新）【小暮与志夫】** すみません。先ほどの私の答弁の中で誤りがありますので、ここで訂正をさせていただきます。

4・5号ごみ焼却施設の稼働年数ですけれども、2022年まで、現在までですと、36年稼働してございます。

以上でございます。

○副管理者【尾崎保夫】 本来、私が話すということはあれかもしれないんですけども、先ほどの容リ協の通知についてですけども、東大和市は、御存じのように、ペットボトルをはじめ、ペットボトルは市では回収しないというのが最終目標であります。それから、容リプラスチックについてもゼロだというのが最終目標であります。そして、もっとの目標はごみゼロプランですから、ごみをゼロにするんだというのが大きな目標になるわけで、当面はプラスチック関係はゼロにするんだという考え方で進めています。

ですから、これは市が独自にやるということじゃなくて、やはり市民の皆さん方が御理解をいただかない限りは無理なんです。議会で何を言おうと、市が何を言おうと、市民の皆さん方一人一人に理解をもらうということが第一なんです。そのことによってごみ処理の経費は大幅に減るだろう。

また、市民の多くの皆さん方が理解することによってリサイクルが進むということ。これは、地球の温暖化と、極端に言えば、そういうところまでつながっていくものではないかと思っています。

ですから、容リ協が何か通知を出したという話は聞きますけれども、少なくとも東大和市、私自身は、そういうものは一切関係ない。私どもは独自で進んでやっていくというふうには思っています。

そういうことで、それぞれいろいろな考え方があるかと思いますが、最終的にはそういう方向に向かっていくのではないかと、東大和市長としての意見ということでございますので、よろしくお願いします。

○議長【東口正美】 ほかに質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○議長【東口正美】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【東口正美】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【東口正美】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。採決につきましては、議案ごとに行います。

最初に、議案第4号「令和4年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」、本案を原案どおり可決とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【東口正美】 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、議案第5号「令和4年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、本案を原案どおり可決とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【東口正美】 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することと決定しました。

## 日程第8 議員の派遣について

○議長【東口正美】 日程第8「議員の派遣について」を議題といたします。

議員の派遣につきましては、議長より提案するものでございます。詳細につきましては、事務局より説明いたします。

○総務課長【谷川知治】 それでは、説明を申し上げます。

派遣の目的につきましては、先進ごみ処理施設の視察でございます。

日程につきましては、本年7月5日の日帰りによりまして、静岡県富士市のごみ処理施設を視察いたします。移動は貸切りバスを予定してございます。

視察先の富士市新環境クリーンセンターでございますが、日量125トン炉2基、合計で250トンのストーカ式焼却炉を備えておりまして、令和2年10月から稼働した新しい施設でございます。

工場棟、資源回収棟、循環啓発棟からなっており、ごみを適正に処理するだけでなく、温浴施設・環境学習機能を備えた総合的な施設であると伺っております。

なお、日程、パンフレット等の資料につきましては、後日送付をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長【東口正美】 説明が終わりました。

議員を派遣する場合、地方自治法第100条第13項及び会議規則第78条の2の規定により、派遣の目的、場所、期間等の議決が必要でございます。

お諮りいたします。この際、令和4年度組合議会における議員の派遣、行政視察につきましては、配付いたしました日程の内容で実施したいと考えておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【東口正美】 御異議なしと認め、このように決定いたします。

また、諸般の事情により変更が生じた場合は、議長に御一任願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

午前10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長      東 口 正 美

小平・村山・大和衛生組合議会議員      佐 藤      徹

小平・村山・大和衛生組合議会議員      根 岸 聡 彦

小平・村山・大和衛生組合議会議員      高 橋 弘 志